

は じ め に

この年報は、令和4年（2022年）における伊丹市の主な消防事情について収録し今後の消防行政の参考に資するとともに、消防の現況を紹介するため編集したものです。

内容は消防情勢、予防統計、火災統計、救急統計、救助統計、その他の統計及び消防団の構成とし、原則として会計年度をもって表し、火災・救急・救助統計等は暦年で作成しております。

皆様方にご高覧いただき、消防行政に対するご理解を深めていただく一助になれば幸いと存じます。

令和5年（2023年）7月

伊丹市消防局長 福井 浩次

目 次

・伊丹市のあらまし・・・・・・・・・・・・・・・・	1	・気象情報等発令状況・・・・・・・・・・・・	38
・伊丹市の位置及び地勢・・・・・・・・・・・・	1		
・管内情勢と消防現況・・・・・・・・・・・・	1		
・伊丹市消防のあゆみ・・・・・・・・・・・・	2	予防統計	
・消防局及び署所等の配置状況・・・・・・・・	11	・予防概要・・・・・・・・・・・・・・・・	39
・消防相互応援協定等・・・・・・・・・・・・	12	・予防事務処理状況・・・・・・・・・・・・	39
		・防火対象物査察状況・・・・・・・・・・・・	40
消防情勢		・対象物用途別同意等状況・・・・・・・・	41
・消防組織図・・・・・・・・・・・・・・・・	15	・用途別中高層建築物棟数（4階以上）・・	42
・事務分掌・・・・・・・・・・・・・・・・	16	・防火管理者資格付与講習会実施状況・・	43
・一般会計予算と消防予算の割合等・・・・・	17	・広報活動状況・・・・・・・・・・・・	43
・消防職員配置状況・・・・・・・・・・・・	18	・幼年消防クラブの結成状況・・・・・・・・	43
・消防職員数の推移状況・・・・・・・・・・・・	18	・幼年消防クラブの活動状況・・・・・・・・	44
・消防職員階級別年齢構成・・・・・・・・・・	19	・自主防災組織の結成状況・・・・・・・・	45
・消防職員階級別勤続年数・・・・・・・・・・	19	・自主防災組織の活動状況・・・・・・・・	49
・消防力の整備指針と現有消防力の比較・・	20	・製造所等区分別完成検査施設数・・・・・	50
・消防車両配置状況・・・・・・・・・・・・	21	・許可施設数の推移（過去10年）・・・・・	50
・消防車両性能現況・・・・・・・・・・・・	22	・防火地域別許可施設数・・・・・・・・	51
・消防用機械・器具保有状況・・・・・・・・	24	・危険物施設査察状況・・・・・・・・	51
・消防職員研修等派遣状況・・・・・・・・	26	・県移譲事務処理状況・・・・・・・・	51
・消防職員特殊技能資格取得状況・・・・・	28	・用途地域別許可施設数・・・・・・・・	52
・消防水利の現況・・・・・・・・・・・・	29	・事務処理状況・・・・・・・・・・・・	53
・消火薬剤現有状況・・・・・・・・・・・・	29	・危険物関係手数料・・・・・・・・	53
・消防指令業務概要・・・・・・・・・・・・	30		
・指令センターでの119番等の受信状況・・	30	火災統計	
・消防指令管制システム系統図・・・・・・・・	31	・火災概要・・・・・・・・・・・・・・・・	55
・有線等施設概要・・・・・・・・・・・・	32	・原因別・覚知別等火災発生状況・・・・・	56
・無線等施設概要・・・・・・・・・・・・	32	・用途別火災発生状況・・・・・・・・	57
・消防救急無線呼出名称等一覧・・・・・・・・	33	・発火源・経過・着火物別火災発生状況・・	58
・署活動系無線機無線局指定区分・・・・・	35	・過去10年間の火災発生状況・・・・・・・・	59
・月別気象状況・・・・・・・・・・・・	37	・過去10年間の火災原因別発生状況・・	59

目 次

・過去10年間の主な火災発生状況……………	60
-----------------------	----

救急統計

・救急概要……………	61
・署所別出動状況……………	61
・曜日・覚知別救急出動状況……………	62
・年齢別搬送状況……………	62
・傷病程度別搬送状況……………	63
・時間別救急出動件数……………	63
・科目別搬送状況……………	64
・収容医療機関別搬送人員状況……………	64
・救急隊員の行った応急処置状況……………	65
・救急講習会実施状況（過去5年間）……………	66
・過去10年間の救急出動状況……………	66

救助統計

・救助概要……………	67
・事故種別救助出動状況……………	67
・事故種別救助人員状況……………	67
・傷病程度別状況……………	68
・過去10年間の救助出動状況……………	68

その他の統計

・過去10年間の災害等活動状況……………	69
----------------------	----

消防団

・伊丹市消防団のあゆみ……………	71
・消防団の概要……………	74
・消防団の組織と現況……………	74
・階級別年齢構成……………	75
・階級別在職年数……………	75

・消防団本部及び分団の配置状況……………	76
・分団別等車両保有状況……………	76
・消防団の活動状況……………	76

○ 伊丹市のあらし

伊丹の歴史は古く、遺跡や出土品から縄文時代中期には既に人々が生活していたことが知られています。

奈良時代には、名僧・行基が仏教の布教に訪れ、昆陽池や昆陽施院を造るなど社会事業を行いました。

平安時代の伊丹は、源満仲の統治下にありましたが、やがて伊丹姓を名乗る武士団が支配しました。わが国最初の天守閣を備えたといわれる伊丹城が築かれたのもこの時代です。

天正2年（1574年）、伊丹氏に代わって荒木村重が伊丹城主となり、城名も有岡城と改めました。しかし、その有岡城も天正6年（1578年）、村重が織田信長に叛き、羽柴秀吉らにより攻められ落城という運命をたどりしました。

江戸時代に治政にあたった近衛家が産業の振興に力を注ぎ、とくに酒造業は全国的に名声を博しました。また、俳人・上島鬼貫を出すなど文化の華が開きました。

明治に入り、廃藩置県によって兵庫県に編入され、明治22年（1889年）町村制施行により、伊丹町・稲野村・神津村・長尾村の4町村にまとめられました。明治24年（1891年）に川辺馬車鉄道（現JR福知山線）が開通、また大正9年には阪急伊丹線が開通し、産業経済が進展するとともに、大都市近郊住宅地として発展してきました。

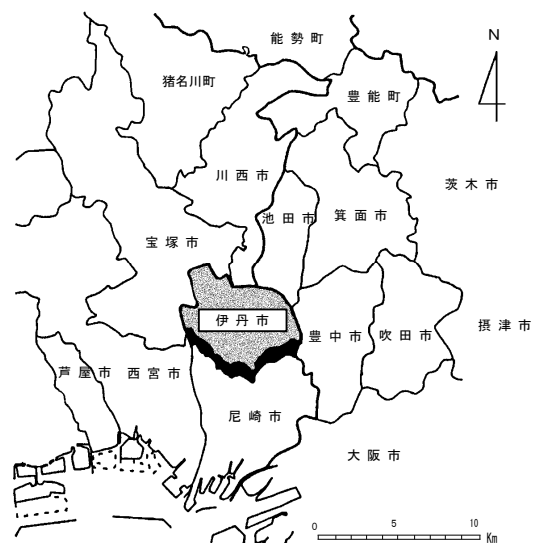
昭和15年11月（1940年）、伊丹町と稲野村とが合併し伊丹市が発足、全国で174番目の市が誕生しました。その後、昭和22年（1947年）神津村を編入、昭和30年（1955年）長尾村の一部を編入して、現在に至っています。

○ 伊丹市の位置及び地勢

伊丹市は、兵庫県の南東部に位置し、大阪市から約10km、神戸市から約20kmの圏域に、面積25.00km²の市域を有しています。

交通は、JR福知山線と阪急伊丹線、また市中央部を国道171号が横断しさらには、大阪国際空港（伊丹空港）のあるまちとして、知られています。

地勢は、北部の伊丹台地から南部の武庫平野へとゆるやかな傾斜をもって広がり、また市の東側には猪名川、西側には武庫川が流れ気象は一般に年間を通じて温暖で降水量が少ないという瀬戸内気候を示しています。



○ 管内情勢と消防現況

(R5.4.1 現在)

区分 種別	消防職員1人に対して (207人)	消防署所1に対して (6ヶ所)	消防ポンプ車1台に対して (12台)
面積 (25.00 km ²)	0.12 km ²	4.17 km ²	2.08 km ²
世帯数 (83,600 世帯)	403 世帯	13,933 世帯	6,966 世帯
人口 (196,356 人)	948 人	32,726 人	16,363 人

※世帯数及び人口は令和5年4月1日現在の推計人口

○ 伊丹市消防のあゆみ

- 昭 20. 7. 1 神戸市が大空襲により廃墟となり、衛星都市を守るため神戸市にあった兵庫消防署が伊丹市に移駐し、尼崎消防大隊伊丹中隊及び西宮消防大隊宝塚中隊の各管轄区域を担当し、兵庫消防署兼伊丹消防大隊と改称、市公会堂を仮庁舎として業務を開始する。
- 昭 20. 8. 15 兵庫消防署兼伊丹消防大隊の名称を、兵庫消防署と改称する。
- 昭 21. 2. 18 兵庫県訓令第72号をもって、伊丹消防署と改称する。
- 昭 22. 8. 1 伊丹市伊丹字山ノ上483に庁舎を新設、業務を開始する。
- 昭 23. 3. 7 消防組織法（法律第226号）の施行に伴い、消防組織は県から市町村に移管され、伊丹消防組合消防署（伊丹市伊丹字山ノ上483）、宝塚出張所（川辺郡小浜村字川面字中井ノロ72）の1署1出張所をもって伊丹市及び川辺郡小浜村、武庫郡良元村54.62km²を管轄区域として発足する。（定数30名、車両3台）
- 昭 23. 7. 1 消防長（初代）に伊井常寿氏が任命される。
- 昭 24. 6. 25 消防長（2代目）に蔭山重雄氏が任命される。
- 昭 27. 8. 1 伊丹市消防本部及び伊丹市消防署として独立発足する。（定数28名、車両3台）
- 昭 31. 8. 28 消防長（3代目）に池田忠士氏が任命される。
- 昭 35. 4. 1 伊丹市伊丹字西ノ町510の1へ庁舎を移転し、業務を開始する。
- 昭 37. 3. 31 消防職員定数を改正、西出張所の開設要員を18名増員し、定数46名となる。
- 昭 37. 8. 10 都市の急激な発展に伴い、常備消防拡充強化計画に基づき、伊丹市昆陽字真福寺19の4に西出張所を開設する。
- 昭 37. 9. 1 救急需要の増大により、消防救急業務を開始する。
- 昭 38. 7. 3 消防職員定数を改正、東出張所開設要員及び本部要員を18名増員し、定数64名となる。
- 昭 38. 10. 24 大規模災害応急対策活動の相互応援に関し、尼崎・西宮・芦屋・伊丹・宝塚・川西各市及び猪名川町の6市1町の市町長協定に基づき、消防相互応援に関する覚書を交換する。
- 昭 39. 4. 1 消防職員定数を改正、北出張所開設要員、本部要員及び救急要員を15名増員し、定数79名となる。
- 昭 40. 2. 13 伊丹市森本字久保4の4に東出張所を開設する。
- 昭 40. 12. 17 消防長（4代目）に谷渕修一氏が任命される。
- 昭 41. 4. 1 消防職員定数を改正、スノーケル車要員及び本部要員を15名増員し、定数94名となる。
- 昭 41. 4. 6 伊丹市鴻池字出口3の2に北出張所を開設する。
- 昭 41. 10. 27 消火薬剤等の相互提供に関する協定を市内28事業所と締結する。
- 昭 41. 12. 10 伊丹市・豊中市・池田市との間に消防相互応援協定を締結する。
- 昭 42. 4. 1 伊丹市消防本部の組織を5係から3課8係に改める。
- 昭 42. 4. 1 消防職員定数を改正、本部組織の改正に伴う要員を12名増員し、定数106名となる。
- 昭 42. 4. 1 伊丹市消防特別救助隊を設置し、運用開始する。

- 昭 43. 3. 9 航空機災害に関し、火災防ぎょ及び救急業務に対処するため大阪市と消防相互応援協定を締結する。
- 昭 43. 4. 1 西出張所を西分署に昇格する。
- 昭 43. 4. 1 消防職員定数を改正、西分署要員を3名増員し、定数109名となる。
- 昭 43.11.16 西分署に救急車を配置し、2台運用となる。
- 昭 44. 4. 1 消防職員定数を改正、救急専従要員を3名増員し、定数112名となる。
- 昭 45. 4. 1 消防職員定数を改正、南出張所開設要員を14名増員し、定数126名となる。
- 昭 45. 5. 1 伊丹市稲野町7丁目85の1に南出張所を開設する。
- 昭 46. 4. 1 消防長（5代目）に松下典夫氏が任命される。
- 昭 46. 4. 1 消防職員定数を改正、救急専従要員、予防課要員及びはしご車要員を15名増員し、定数141名となる。
- 昭 46.12. 1 伊丹・豊中・池田各市長と大阪国際空港長との間に「大阪国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」を、また「同協定に基づく覚書」を3市の消防長と大阪国際空港長との間にそれぞれ締結する。
- 昭 47. 4. 1 消防職員定数を改正、東西消防署設置に伴う警防要員を9名増員し、定数150名となる。
- 昭 47.12.17 伊丹市昆陽字一ツ樋9番地の2に消防本部、消防署、消防団本部併置の新庁舎が竣工し、移転業務を開始する。旧庁舎は、東分署として暫定運用する。救急車を消防署に1台、東分署に1台配置替えして、2台運用の専任体制となる。
- 昭 48. 1. 1 消防組織の機構改革により、1本部1消防署1分署3出張所を1本部2消防署4出張所に改め、名称を次のとおりとする。
消防署は東消防署と西消防署の2署に、西分署は降格し昆陽出張所に、東出張所を神津出張所に、南出張所を稲野出張所に、北出張所を荒牧出張所にそれぞれ改称する。
- 昭 48. 2. 1 住居表示変更に伴い、消防本部の所在地「伊丹市昆陽字一ツ樋9番地の2」を「伊丹市昆陽1丁目1番地」に改める。
- 昭 48. 4. 1 消防職員定数を改正、北伊丹出張所開設要員及び通信室等要員を23名増員し、定数173名となる。
- 昭 49. 4. 1 消防職員定数を改正、警防課員等要員を5名増員し、定数178名となる。
- 昭 49. 4.26 伊丹市北園1丁目13番地に北伊丹出張所を開設する。
- 昭 49. 6.26 地番整理に伴い、消防本部の所在地「伊丹市昆陽1丁目1番地」を「伊丹市昆陽1丁目1番地の1」に改める。
- 昭 50. 3.28 住居表示変更に伴い、東消防署の所在地「伊丹市西ノ町510番地の1」を「伊丹市中央6丁目2番8号」に改める。
- 昭 50. 4. 1 伊丹市消防本部の名称を「伊丹市消防局」に改める。
- 昭 50. 4. 1 消防副士長制（昭和38年6月10日消防庁告示第4号）を採用し、5名の副士長が誕生する。
- 昭 51. 4. 1 消防長（6代目）に八木輝男氏が任命される。
- 昭 52. 4. 1 消防本部の組織改正を行い、3課10係を3課8係に改める。

		消防署の組織を係制から隊組織に改め、警防隊及び救急救助隊を置く。
昭	52. 4. 1	消防職員定数を改正、行財政健全化に伴う職員定数の見直し（第1次）により、5名減員し、定数173名となる。
昭	53. 4. 1	消防職員定数を改正、行財政健全化に伴う職員定数の見直し（第2次）により、1名減員し、定数172名となる。
昭	55. 4. 1	消防局の課に「主幹」「副主幹」及び「主査」を置く組織改正を行う。
昭	57. 4. 1	消防長（7代目）に田中利根氏が任命される。
昭	57.10. 1	救助件数の増加に備え、西消防署の救助隊を専任とし、東西両消防署に専任救助隊を設置する。
昭	58. 4. 1	消防職員定数を改正、行財政健全化に伴う職員定数の見直し（第3次）により、3名減員し、定数169名となる。
昭	59. 3.16	伊丹市北本町2丁目133番地に東消防署を移転し、業務を開始する。
昭	59. 4. 1	消防局に「参事」を置く組織改正を行う。
昭	60. 4. 1	神津出張所を伊丹市森本2丁目142番地の1へ、昆陽出張所を伊丹市池尻3丁目55番地へ移転し、業務を開始する。これに伴い昆陽出張所の名称を池尻出張所と改称する。
昭	60.12.21	稲野出張所を伊丹市南野字小豆領969番地の4へ移転し、業務を開始する。これに伴い稲野出張所の名称を南野出張所と改称する。
昭	61.11. 1	消防局に消防音楽隊を設置し、隊長以下22名で発足する。
昭	62. 3.27	荒牧出張所の改築工事が終了し、仮庁舎（北野1丁目13番地伊丹市共同利用施設北センター）から移転し、業務を開始する。
昭	62. 4. 1	従来、市環境部交通安全課で所掌していた防災業務の移管を受け、これに伴い消防局の組織を改正し、「警防課」を「消防防災課」に、「消防第1係」を「消防係」に、「消防第2係」を「防災係」に改称し、「防災係」で事務を開始する。
昭	62. 8.12	大阪府下、兵庫県下の12市2組合消防の市長等との間に「大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定」を、また「同協定に基づく覚書」を14消防長との間にそれぞれ締結する。
昭	63. 4. 1	消防緊急情報システムが完成し、運用開始する。
昭	63. 4. 1	従来、市下水道部総務課で所掌していた水防事務の移管を受け、消防局消防防災課で業務を開始する。
昭	63. 8. 1	大規模災害等に対処するため、兵庫県下34市町等との間に「兵庫県広域消防相互応援協定」を、また「同協定に基づく覚書」を締結する。
平	元. 4. 1	消防長（8代目）に越宮茂氏が任命される。
平	元. 4. 1	「伊丹市行財政運営改善計画」に基づき、基幹サービスの見直しから北伊丹出張所を廃止し、東消防署に統合する。これに伴い署及び出張所の担当区域を変更する。荒牧出張所で救急業務を開始し、3台運用の専任体制となる。
平	2.12.13	消防局に水難救助隊を設置し、6名の隊員編成で発足する。
平	3. 4. 1	消防長（9代目）に山本登氏が任命される。
平	4. 1.13	火災予防等広報活動に運用するため、ダイハツ工業株式会社の協力により、

		ミニ消防自動車（１１９ちゃん）を制作する。
平	4. 3. 16	救急車３台に自動車電話を配置し、救急業務の円滑化を図る。
平	4. 4. 1	消防局の組織改正を行い、消防情報の統括管理を行うため「情報管理課」を新設し、従来の「通信隊」を「情報管理隊」に改称する。また総務課に「企画教養係」、消防防災課に「救急救助係」を新たに設置する。この改正により３課８係が４課１０係となる。
平	4. 4. 1	尼崎市消防局との人事交流を実施し、副主幹級職員の相互派遣を行う。
平	5. 3. 5	伊丹市消防発足４０周年を記念し、「防災講演＆消防のつどい」を伊丹アイフォニックホールで開催する。
平	5. 4. 1	消防職員定数条例を改正、警防要員等１２名増員し、定数１８１名となる。
平	5. 4. 1	兵庫衛星通信ネットワークシステムを設置し、運用開始する。
平	5. 5. 14	伊丹市の救急救命士第１号が誕生する。
平	6. 1. 13	西消防署に配置の救急車を「高規格」（１台目）に更新して、運用開始する。
平	6. 1. 19	救急救命士の特定行為に係る具体的指示を受ける医療機関と協定を結び、特定行為実施体制を確立する。
平	6. 4. 1	消防局の組織改正を行い、組織の業務を効率的に処理するためグループ制を採用するとともに、消防署に、統括司令・警防司令・救急司令を置く。
平	6. 9. 7	局地的集中豪雨襲来。災害救助法が適用される。
平	6. 12. 1	東消防署に配置の救急車を「高規格」（２台目）に更新して、運用開始する。
平	7. 1. 17	兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）が発生する。災害救助法が適用される。（震源 淡路島北部 マグニチュード 7.3）
平	7. 3. 11	計測震度計を消防局に設置（大阪管区气象台）し、運用開始する。
平	7. 4. 1	消防長（１０代目）に市村喜久氏が任命される。
平	7. 4. 1	水防事務を市下水道部に移管する。
平	7. 9. 5	全国消防長会において、大規模災害等消防応援を確立するため「全国緊急消防援助隊」が発足（平成７年６月３０日）したことにより、伊丹市消防局から３隊（救急隊・救助隊・消火隊）を登録する。
平	7. 11. 6	住居表示変更に伴い、南野出張所の所在地「伊丹市南野字小豆領 9 6 9 番地の 4」を「伊丹市南鈴原 2 丁目 1 番地」に改める。
平	8. 2. 29	兵庫県南部地震で被害のあった消防局庁舎の外壁・内壁（亀裂）、給水施設等（破損）、気象観測装置等の改修（復旧）工事が完了する。
平	8. 3. 31	消防音楽隊を解散する。
平	8. 4. 1	防災業務を市企画部に移管する。この事務移管に伴い、消防局の組織を改正し、「消防防災課」及び「情報管理課」を統合し、「警防課」に改称する。
平	8. 9. 1	兵庫県消防防災航空隊の設立に伴い、航空隊員として職員１名を兵庫県に派遣する。
平	8. 9. 24	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステムを設置し、運用開始する。
平	8. 10. 1	消防組織法の改正に伴い、消防局の内部組織として「伊丹市消防職員委員会」を設置する。
平	8. 11. 30	兵庫県災害ネットワーク広域医療システムを設置し、運用開始する。

- 平 9. 4. 1 消防長（１１代目）に南昭俊氏が任命される。
- 平 9. 4. 1 伊丹市防災行政無線局の設置に伴い、統制局の遠隔制御装置等を消防局に設置し、運用開始する。
- 平 9. 4. 1 伊丹コミュニティ放送局の開局に伴い、緊急放送用割込み装置を設置し、運用開始する。
- 平 9. 4. 1 消防職員任用規程を改正し、副主査・副隊長制度を導入する。
- 平 9. 7. 1 「伊丹市消防吏員（消防士）募集要項」から性別条項を見直して、女性に門戸を開ける。
- 平 9.12.20 西消防署に配置の救助工作車を「Ⅲ型」に更新して、運用開始する。
- 平 10. 2.26 西消防署荒牧出張所に配置の救急車を「高規格」（３台目）に更新して、運用開始する。
高規格救急車３台稼働による運用体制をとる。
- 平 10. 3.31 防災拠点施設の整備の一環として、局庁舎耐震補強工事を完了する。
併せて、正面玄関・受付・身障者トイレ・女性トイレ・情報管理隊仮眠室等を改築する。
- 平 10. 4. 1 女性消防吏員２名を採用する。
- 平 10. 4. 1 兵庫県下ブロック分割による携帯電話・自動車電話等からの１１９番受信を開始する。
- 平 10. 4. 2 「阪神高速道路における消防及び救急の業務に関する協定書」を阪神高速道路公団と締結する。
- 平 11. 3. 1 市役所地下１階に計測震度計が設置されたことにより、消防局設置の計測震度計を撤去する。
- 平 11. 4. 1 消防長（１２代目）に藤原稔三氏が任命される。
- 平 11. 4. 1 新消防緊急通信指令システムが完成し、運用開始する。
- 平 11.10. 1 女性警防隊員、女性救急隊員各２名を西消防署に配属（交替制勤務）する。
- 平 12. 4. 1 消防局の組織改正を行い、警防課に情報管理司令を置く。
- 平 13. 3.15 伊丹市・宝塚・川西各市長及び猪名川町長との間に「伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定書」を、また同協定書に基づく覚書を３市１町の消防長との間にそれぞれ締結する。
- 平 13. 4. 1 消防局の組織改正を行い、消防局に情報管理担当主幹、警防課に救急救助グループを置く。
消防吏員服制基準の改正に伴い、新基準服制を年次計画で導入する。
- 平 13. 4. 1 消防局庁舎に非常電源として自家発電設備（ガスタービン発電機 250KVA）を設置する。
- 平 13. 8.31 消防業務の実務研修のため、伊丹市・宝塚市・川西市の消防長との間に「消防業務の実務研修協定書」をそれぞれ締結する。
- 平 13.10. 1 宝塚市・川西市両消防本部と消防業務の実務研修のため職員交流を実施し、主任級職員の相互派遣を行う。
- 平 14. 4. 1 消防長（１３代目）に武内恒男氏が任命される。
- 平 14. 4. 1 消防職員定数条例を改正、救急要員を８名増員し、定数１８９名となる。

平	14. 4. 1	消防局の組織改正を行い、警防課所掌事務のうち、情報管理隊に属する事務等を分離し、新たに「情報管理課」を設置する。
平	14. 4. 1	消防局訓練場を荻野 8 丁目に移転する。
平	14. 4. 1	緊急消防援助隊に消火隊 1 隊を追加登録する。
平	14. 8. 6	伊丹市消防発足 50 周年記念式典を伊丹アイフォニックホールにて開催する。
平	14.10. 1	宝塚市・猪名川町両消防本部と消防業務の実務研修のため職員交流を実施し、主任級職員の相互派遣を行う。
平	15. 4. 1	消防局の組織改正を行い、東消防署に予防担当主幹及び救急司令を置く。
平	15. 4. 1	南野出張所で救急業務を開始する。
平	15. 4. 1	救急救命士法施行規則の改正により、包括的指示下での除細動を開始する。
平	15.10. 1	川西市・猪名川町両消防本部と消防業務の実務研修のため、職員交流を実施し、主任級職員の相互派遣を行う。
平	15.10.10	東消防署南野出張所を増築し、高規格救急車（4 台目）を配置して、救急業務を開始する。
平	16. 3.24	東消防署に配置のはしご車を 40 メートル級に更新し、運用を開始する。
平	16. 4. 1	緊急消防援助隊に関する法令等の改正に伴い、消火隊 2 隊・救助隊 1 隊・救急隊 1 隊・特殊装備隊 1 隊を新規登録する。
平	16. 7. 1	救急救命士の処置範囲拡大に伴い、気管挿管認定救急救命士が乗務する。
平	16. 7.18	「平成 16 年 7 月福井豪雨」が発生。消防庁長官の求めにより、緊急消防援助隊（消火隊 1 隊・救急隊 1 隊）2 隊 9 名を派遣する。
平	16.10. 1	宝塚市・川西市両消防本部と消防業務の実務研修のため、職員交流を実施し、主任級職員の相互派遣を行う。
平	16.10.15	IP 電話回線からの 119 番通報受付を開始する。
平	16.10.21	兵庫県広域消防相互応援協定に基づき、台風 23 号水害（豊岡市）へ応援隊を派遣する。3 台 14 名（指揮車・救助工作車・貨物車ボート搬送）
平	17. 4. 1	兵庫県消防防災航空隊に航空隊員として職員 1 名（救急救命士）を派遣する。
平	17. 4.25	兵庫県広域消防相互応援協定に基づき、尼崎市 JR 福知山線列車事故に応援隊を派遣する。車輛（指揮車・救助工作車・救急車）合計 8 台 27 名
平	17.11.15	携帯電話からの 119 番通報を直接受信できる体制となり運用を開始する。
平	18. 4. 1	救急救命士の処置範囲拡大に伴い、薬剤投与認定救急救命士が乗務する。
平	18. 4. 1	消防職員定数条例を改正、警防要員を 11 名増員し、定数 200 名となる。
平	18. 4. 1	緊急消防援助隊に消火隊 2 隊・救助隊 1 隊・救急隊 1 隊・特殊装備隊 1 隊・後方支援隊 1 隊を更新登録する。
平	18.12. 1	東消防署を増築し、女性消防吏員の施設整備を行う。
平	19. 3.28	ミニ消防自動車（119 ちゃん）を住友電気工業株式会社の協力により更新する。
平	19. 4. 1	消防長（14 代目）に佐々木憲治氏が任命される。
平	19. 4. 1	緊急消防援助隊に消火隊 2 隊・救助隊 1 隊・救急隊 1 隊・特殊装備隊 1 隊を更新登録する。
平	20. 4. 1	消防長（15 代目）に下谷憲一氏が任命される。
平	20. 4. 1	消防職員再任用制度を運用開始し、13 名を再任用する。

- 平 20. 4. 1 緊急消防援助隊に消火隊 2 隊・救助隊 1 隊・救急隊 1 隊・特殊装備隊 1 隊・後方支援隊 1 隊を更新登録する。
- 平 20. 9. 22 尼崎市との消防指令事務共同運用に係る「尼崎市・伊丹市消防指令事務協議会規約」が議決される。
- 平 21. 4. 1 消防長（16 代目）に近藤雅範氏が任命される。
- 平 21. 4. 1 消防局の組織改正を行い、従来の「総務課」から「消防総務課」に改称する。
- 平 22. 3. 29 消防多目的車を消防ポンプ自動車に更新整備し、消防力の整備指針に基づく基準台数 9 台を充足する。
- 平 22. 4. 1 消防長（17 代目）に上原登氏が任命される。
- 平 22. 4. 1 緊急消防援助隊に消火隊 2 隊、救助隊 1 隊、救急隊 2 隊、特殊装備隊 1 隊、後方支援隊 1 隊を更新登録する。
- 平 23. 3. 11 東日本大震災が発生。消防庁長官の指示により、緊急消防援助隊（消火隊 8 隊、救助隊 2 隊、後方支援隊 7 隊）合計 17 隊 55 名を宮城県へ派遣する。
- 平 23. 4. 1 日本赤十字社兵庫県支部（兵庫県災害医療センター）へ職員 1 名（救急救命士）を派遣する。
- 平 23. 4. 1 尼崎市・伊丹市消防指令センターを整備し、尼崎市と消防指令事務の共同運用を開始する。
- 平 23. 4. 1 「尼崎市・伊丹市消防相互応援協定」を尼崎市と締結する。
- 平 23. 4. 1 緊急消防援助隊に消火隊 2 隊、救助隊 1 隊、救急隊 2 隊、特殊装備隊 1 隊、後方支援隊 1 隊を更新登録する。
- 平 23. 11. 30 国際ロータリー財団が主催する G S E プログラムに参加し、職員 1 名をインド共和国グジャラート州へ約 1 ヶ月間研修派遣する。
- 平 24. 2. 22 宮城県名取市消防本部へ非常用救急車を寄贈する。
- 平 24. 3. 6 消防局に支援車を配備し、運用を開始する。
- 平 24. 4. 1 消防局の組織改正を行い、警防課に指揮支援グループ（指揮支援隊）を置く。
- 平 24. 4. 1 緊急消防援助隊に消火隊 2 隊、救助隊 1 隊、救急隊 2 隊、特殊装備隊 1 隊、後方支援隊 1 隊を更新登録する。
- 平 24. 11. 9 西消防署に配置の 35 m 級はしご車を先端屈折式に更新し、運用を開始する。
- 平 25. 3. 4 西消防署荒牧出張所を増改築し、女性消防吏員の施設整備を行う。
- 平 25. 4. 1 総務省消防庁（広域応援室）へ職員 1 名を研修派遣する。
- 平 25. 4. 1 緊急消防援助隊に消火隊 2 隊、救助隊 1 隊、救急隊 2 隊、特殊装備隊 1 隊、後方支援隊 1 隊を更新登録する。
- 平 26. 4. 1 緊急消防援助隊に消火隊 2 隊、救助隊 1 隊、救急隊 2 隊、特殊装備隊 1 隊、後方支援隊 1 隊を更新登録する。
- 平 27. 3. 31 消防局訓練場の施設整備を実施する。
- 平 27. 4. 1 消防長（18 代目）に柳田尊正氏が任命される。
- 平 27. 4. 1 緊急消防援助隊に消火隊 2 隊、救助隊 1 隊、救急隊 2 隊、特殊装備隊 1 隊、後方支援隊 1 隊を更新登録する。
- 平 27. 4. 1 消防職員定数条例を改正、定数 210 名となる。
- 平 27. 4. 1 消防局の組織改正を行い、警防課所掌事務のうち、救急に属する事務等を分

			離し、新たに「救急課」を設置。また、消防総務課に消防団グループ、救急課に救急グループを置く。
平	27.	4. 1	総務省消防庁（広域応援室）へ職員 1 名を研修派遣する。
平	27.	4. 1	兵庫県消防防災航空隊に航空隊員として職員 1 名を派遣する。
平	27.	4. 1	兵庫県消防学校に市町職員職場研修生として 1 名を研修派遣する。
平	27.	4. 1	伊丹市消防・救急無線をアナログ波からデジタル波に移行する。
平	28.	4. 1	消防局の組織改正を行い、副主査の職務を廃止する。
平	28.	4. 1	東消防署に高規格救急車を 1 台増車し、救急隊 1 隊を増隊。 救急車常時 5 台運用体制となる。
平	28.	4. 1	東消防署の当直責任者に主幹を置く。
平	28.	4. 1	緊急消防援助隊に消火隊 3 隊、救助隊 1 隊、救急隊 2 隊、特殊装備隊 1 隊、 後方支援隊 1 隊を更新登録する。
平	28.	4. 14	「平成 28 年熊本地震」が発生。消防庁長官の求めにより、緊急消防援助隊 （救助隊 2 隊、後方支援隊 4 隊）合計 6 隊 17 名を熊本県へ派遣する。
平	29.	3. 29	東消防署南野出張所に配置の消防ポンプ自動車、小型水槽付消防ポンプ自 動車（ST 車）に更新し運用を開始する。
平	29.	4. 1	消防長（第 19 代目）に辻博夫氏が任命される。
平	29.	4. 1	消防局の組織改正を行い、管理室及び警防室を設置する。
平	29.	4. 1	総務省消防庁（応急対策室）へ職員 1 名を研修派遣する。
平	29.	4. 1	緊急消防援助隊に消火隊 4 隊、救助隊 1 隊、救急隊 2 隊、特殊装備隊 1 隊、 後方支援隊 1 隊を更新登録する。
平	29.	4. 12	査察体制の充実・強化を目的に特別査察員制度を導入し、特別査察員 28 名 を任命する。
平	30.	2. 15	「緊急消防援助隊の受入時における活動拠点等の設置協力に関する協定」を 住友総合グラウンド管理会社と締結する。
平	30.	2. 15	伊丹市消防発足 65 周年記念式典を伊丹アイフォニックホールにて開催する。
平	30.	4. 1	大規模災害時における消防活動体制の充実・強化を目的に「伊丹市大規模災 害消防サポート隊」を発足し、元消防職団員 15 名を登録する。
平	30.	4. 1	消防法令に重大な違反のある防火対象物を利用者等へ公表し、防火安全に対 する認識を高めることを目的として、違反対象物公表制度を施行する。
平	30.	6. 18	「大阪府北部地震」が発生。伊丹市災害対策本部設置される。
平	30.	7. 15	「平成 30 年 7 月豪雨」が発生。消防庁長官の指示により、緊急消防援助隊 （救助隊 1 隊 5 名）を広島県へ派遣する。
平	30.	10. 1	神戸市消防局警防部警防課（第 48 回消防救助技術近畿地区指導会事務局）へ 職員 1 名を派遣する。
平	31.	1. 22	救急業務の高度化を目的に救急隊員教育の中心的役割・指導的立場として、 指導救命士の運用を開始する。
平	31.	4. 1	総務省消防庁（参事官）へ職員 1 名を研修派遣する。
令	1.	6. 24	G20 大阪サミットの消防特別警戒にあたる。（～令 1.6.30 まで、大阪国際 空港にて）

- 令 2. 3. 2 兵庫県での新型コロナウイルス感染を受け、伊丹市新型コロナウイルス感染症対策本部が設置される。
- 令 2. 3. 24 西消防署に配置の消防ポンプ自動車を、小型水槽付消防ポンプ自動車（ＳＴ車）に更新し、運用を開始する。
- 令 2. 4. 1 消防長（第２０代目）に福井浩次氏が任命される。
- 令 2. 4. 1 伊丹市消防ロゴデザインを策定し、運用を開始する。（制作：大阪芸術大学短期大学部教授 松井 桂三氏）
- 令 2. 4. 1 兵庫県消防学校（救急救命士養成所）へ、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく派遣として、職員 1 名を派遣する。
- 令 3. 1. 1 警防隊員の火災原因調査能力・知識・技術の更なる向上を目的に指導調査員の運用を開始する。
- 令 3. 1. 9 コロナ禍において、伊丹市消防出初式に代えて「伊丹市消防出初出発式」を挙げる。
- 令 3. 4. 1 消防指令管制システムを更新整備し、運用を開始する。
- 令 3. 4. 1 火災予防に関する市民指導において、専門的な防火安全教育・指導を行うことを目的に防火教育指導員の運用を開始する。
- 令 3. 4. 1 総務省消防庁（防災情報室）へ職員 1 名を研修派遣する。
- 令 4. 4. 1 消防職員定数条例を改正、定数 2 2 2 名となる。
- 令 4. 4. 1 応急手当の重要性の普及啓発を目的に伊丹市消防応急手当普及員「伊丹救急ボランティア」の運用を開始する。
- 令 4. 4. 1 救助体制の充実強化を図ることを目的として、体制整備に併せて東・西消防署救助隊を特別救助隊へ名称統一する。
- 令 4. 4. 1 緊急消防援助隊に消火隊 4 隊、救助隊 1 隊、救急隊 2 隊、特殊装備隊 1 隊、後方支援隊 2 隊を更新登録する。
- 令 5. 1. 19 伊丹市消防局単独で【公式】インスタグラムの運用を開始する。
- 令 5. 4. 1 緊急消防援助隊に消火隊 4 隊、救助隊 1 隊、救急隊 2 隊、特殊装備隊 1 隊、後方支援隊 1 隊を更新登録する。
- 令 5. 4. 1 定年条例改正により定年が段階的に引き上げられるとともに役職定年制が開始される。
- 令 5. 4. 1 兵庫県消防学校に市町職員職場研修生として 1 名を研修派遣する。
- 令 5. 4. 1 水難救助隊を消防局から西消防署へ配置換えする。

○ 消防局及び署所等の配置状況

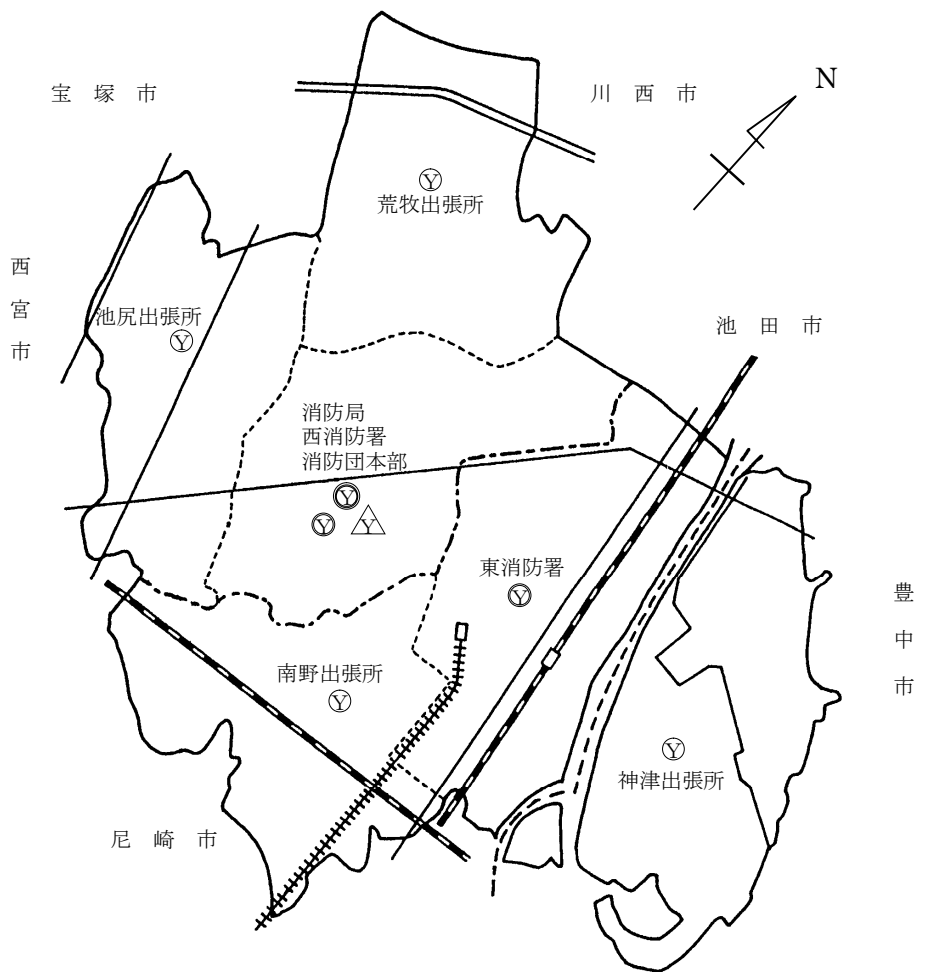
名 称		所 在 地	電話番号	構 造	竣工年月日	延面積(㎡)
消 防 局		昆陽 1 丁目 1 番地の 1	783-0123 代	R C 造 3 階建	昭 47. 11. 10	2, 304. 90
東 消 防 署	本 署	北本町 2 丁目 133 番地	772-0119 代	R C 造一部 S 造 3 階建	昭 59. 3. 15	950. 61
	神津出張所	森本 2 丁目 142 番地の 1	773-0119	R C 造平屋建	昭 60. 3. 30	207. 88
	南野出張所	南鈴原 2 丁目 1 番地	784-0119	R C 造一部 S 造 2 階建	昭 60. 12. 21	307. 92
西 消 防 署	本 署	消防局庁舎に併置	783-0124			
	池尻出張所	池尻 3 丁目 5 5 番地	778-0119	R C 造平屋建	昭 60. 3. 30	209. 38
	荒牧出張所	北野 1 丁目 9 番地	781-0119	R C 造一部 S 造 2 階建	昭 62. 3. 27	344. 07
消 防 団 本 部		消防局庁舎に併置	783-0123 代			

尼崎市・伊丹市消防指令センター	尼崎市昭和通 2-6-75 (尼崎市防災センター 5 階)
-----------------	-------------------------------

管 轄 面 積 〈注〉 R5. 4. 1 現在	
東消防署 13. 50 ㎢	本 署
	神津出張所
	南野出張所
西消防署 11. 50 ㎢	本 署
	池尻出張所
	荒牧出張所
計	25. 00 ㎢

凡 例

- 消 防 局
- 消 防 署
- 消防出張所
- 消防団本部
- 管轄区境界線
- 担当区域線
- 幹線道路



○ 消防相互応援協定等

名 前	締結年月日	協 定 先
豊中市・伊丹市消防相互応援協定	S 4 1 . 1 2 . 1 0	伊 丹 市 豊 中 市
池田市・伊丹市消防相互応援協定	S 4 1 . 1 2 . 1 0	伊 丹 市 池 田 市
大阪市・伊丹市消防相互応援協定	S 4 3 . 3 . 9	伊 丹 市 大 阪 市
災害応急対策活動の相互応援に関する協定	H 9 . 1 1 . 1	尼 崎 市 西 宮 市 芦 屋 市 伊 丹 市 宝 塚 市 川 西 市 三 田 市 猪 名 川 町
大阪国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	H 2 8 . 3 . 2 9	関西エアポート（株） 伊 丹 市 豊 中 市 池 田 市
中国縦貫自動車道茨木・宝塚インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定	S 5 4 . 6 . 7	茨 木 市 吹 田 市 豊 中 市 池 田 市 川 西 市 伊 丹 市 宝 塚 市
ガス漏れ事故等による災害防止対策に関する申し合せ	S 5 6 . 1 2 . 2 2	伊丹市消防局 兵庫県伊丹警察署 大阪瓦斯（株）阪神支社 関西電力（株）尼崎営業所 関西電力（株）西宮営業所
大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定	H 2 6 . 1 . 3 1	大 阪 市 堺 市 豊 中 市 東 大 阪 市 池 田 市 吹 田 市 八 尾 市 松 原 市 柏原羽曳野藤井寺消防組合 高 石 市 尼 崎 市 西 宮 市 伊 丹 市 宝 塚 市 川 西 市
中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定	H 2 7 . 9 . 2 6	川 西 市 伊 丹 市 宝 塚 市 西 宮 市 三 田 市 神 戸 市 三 木 市 北はりま消防組合 姫 路 市 西はりま消防組合

兵庫県広域消防相互応援協定	H25.10.23	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 篠山市 丹波市 猪名川町 神戸市 明石市 淡路広域消防事務組合 加古川市 北はりま消防組合 三木市 高砂市 小野市 姫路市 西はりま消防組合 赤穂市 豊岡市 南但広域行政事務組合 美方郡広域事務組合
阪神高速道路における消防及び救急等の業務に関する協定	H17.10.1	伊丹市消防局 阪神高速道路株式会社
大阪府道・兵庫県道高速大阪池田線上の消防相互応援に関する覚書	H10.3.20	伊丹市消防局 川西市消防本部
伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町消防相互応援協定	H23.12.14	伊丹市 宝塚市 川西市 猪名川町
鉄道事故時の安全対策に関する覚書	H15.2.28	全国消防長会近畿支部長 西日本旅客鉄道株式会社 近畿日本鉄道株式会社 阪急電鉄株式会社 京阪電気鉄道株式会社 南海電気鉄道株式会社 阪神電気鉄道株式会社 山陽電気鉄道株式会社 神戸電鉄株式会社 大阪市交通局
尼崎市・伊丹市消防相互応援協定	H23.4.1	尼崎市 伊丹市
緊急消防援助隊の受入時における活動拠点等の設置協力に関する協定	H30.2.15	伊丹市 住友総合グラウンド管理会社
大阪広域生コンクリート協同組合との消防用水確保に関する協定	R2.11.16	兵庫県 大阪生コンクリート共同組合

